

○中部大学利益相反ポリシー

2024年4月1日制定

1. 目的

中部大学（以下「本学」という。）は、教育と研究に加えて社会貢献を大学の使命として位置づけ、積極的に取り組んでいく必要があると考える。

しかしながら、産官学連携活動を含む社会貢献活動を進める場合、連携の結果として本学の教職員が企業等との関係で有することになる利益や連携に伴う責任や義務が、本学がその使命に基づき教職員に求める義務と相反する状況が生じうることも考えられる。いわゆる利益相反が発生する。

したがって、教職員が取り組むべきルールと利益相反を適切にマネジメントするため、利益相反ポリシー（以下「ポリシー」という。）を定める。

2. 利益相反に対する基本的な考え方

利益相反は、教職員が企業等との関係を持つことにより不可避免的に発生する状態にあり、発生すること自体は回避すべきものではない。しかし、利益相反を放置することは、本学の教育や研究への信頼が損なわれる可能性があり、また、社会から疑念を抱かれる可能性も否定できず、結果として社会連携の推進自体が阻害される可能性がある。このため、本学は、教職員が利益相反を防止しつつ、公正かつ効率的に職務に専念し、社会連携が円滑に推進できる環境を整備し、利益相反マネジメントの体制を構築する。

3. 適用対象者

ポリシーの適用対象者は、専任教職員とする。ただし、専任教職員以外の者にも対象者としてポリシーの適用を求める場合がある。

4. 利益相反マネジメントの体制

(1) 中部大学利益相反委員会の設置

本学の利益相反に関する事項について審議するため、中部大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 利益相反アドバイザーの配置

利益相反に関する相談、助言及び知識の普及等を行うため、利益相反アドバイザーを配置する。

5. 利益相反マネジメントの手続

教職員は、必要に応じて利益相反に関する申告書を委員会に提出することとし、委員会は、申告書に基づいて利益相反の防止に必要なマネジメントを行う。

附 則

- 1 このポリシーは、2024年6月19日から施行し、2024年4月1日から適用する。
- 2 中部大学利益相反ポリシー（2007年4月1日制定）は、廃止する。